平成２１年（フ）第２９２号
長野県大町市大町5498番地13
債務者　遠藤　健二
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４２１号
岐阜市上芥見69番地ア・ドリーム松田202号室
債務者　秋田　　武
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４２８号
岐阜県各務原市緑苑東４丁目１番地１緑苑東３棟303
債務者　小林　智昭
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４９１号
岐阜市野一色４丁目19番１―105号
債務者　若山　英司
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５２７号
岐阜市北島２丁目７番２号アーバンライフ105号室
債務者　松本　洋典
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５６７号
岐阜市東明見町11番地エレガンシア21―305号室
債務者　林　　昭子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７０５号
兵庫県西宮市南甲子園２丁目３番１号
債務者　木下　光子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７６４号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目15番15号　プレンティー21―501号
債務者　小竹　春子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２５９号
徳島県板野郡藍住町奥野字和田２番地３、旧住所徳島県阿波市阿波町高垣220番地
債務者　十川　　忠
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９６号
徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須26番地21
債務者　木内　　豊
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０１号
徳島市国府町芝原字橋本16番地
債務者　近藤菜奈会
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０８号
徳島市南庄町５丁目77番地の３
債務者　武田　二夫
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１５号
徳島県小松島市神田瀬町３番１号―203号、住民票上の住所徳島県鳴門市大麻町川崎９番地
債務者　片山　達也
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１６号
徳島県阿波市市場町伊月字前須賀323番地22伊月西団地３号
債務者　森本　威彦
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１７号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜221番地、旧住所徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜346番地１
債務者　石井　昌弘
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１８号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原144番地１
債務者　吉岡　竜也
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２２号
徳島県板野郡北島町鯛浜字中須44番地11―105号
債務者　重富　　充
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
徳島地方裁判所民事部